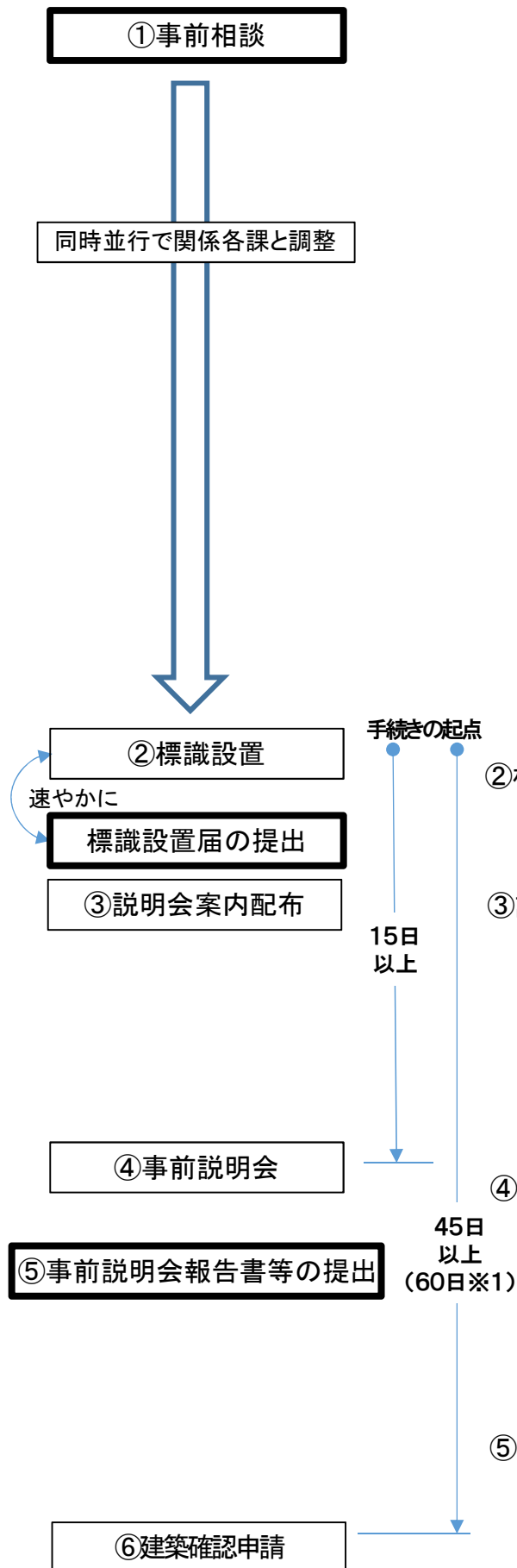


さいたま市葬祭場等建築等指導要綱に関する手続きの流れとポイント

〈手続きの流れ〉



①事前相談

〈ポイント〉

- ・標識設置までに以下の書類の事前確認が必要
 - 事業内容に加えて、計画における配慮事項を記載
 - 要綱の環境整備事項や管理運営事項への対応状況
- ※計画変更・修正の場合、内容によって再度説明が必要

✓	事前相談 確認資料	
	1	計画図面一式 (付近見取り図、配置図、平・立・断面図)
	2	環境整備事項・管理運営事項(様式第4号)
	3	関係課調整結果集計表(様式第1号)
	4	近隣住民等範囲 (敷地境界から100m以内の土地・建物の所有者、占有者、その範囲が属する自治会の会長・商店会長)
	5	標識・標識設置届(様式第2, 3号)
	6	近隣説明資料 ・説明会案内文 ・1の図面一式 ・施設の営業、管理に係る説明資料 ・工事に係る説明資料 (工事期間、作業方法、安全対策等) ・2の環境整備事項・管理運営事項

②標識設置

- ・標識記載内容について事前に確認を受ける
- ・標識設置後速やかに標識設置届(様式第2, 3号)を提出

③説明会案内配布

- ・説明会開催日は標識設置後15日経過以降に設定
- ・開催曜日、時間は地元の実情に配慮(平日・休日2回等)
- ・説明会開催の2週間前を目途に案内を配布
- ・案内・資料に、問合せ先を明記

☆説明会に参加できない方々にも計画周知のため、資料配布(上記6)説明会案内と一緒に事前配布が望ましい

④事前説明会

- ・資料(上記6)を用いて以下の内容について必ず説明
 - 計画施設の敷地形態、規模、建築物の状況 等
 - 工事にすること、管理・運営にすること
 - 環境、管理・運営における配慮事項(上記2)
- ・近隣住民等からの要望事項については、当事者間で十分協議し、必要な措置を検討する

⑤事前説明会報告書等の提出

- ・説明会開催後、市へ事前説明会報告書(様式第4号)と関係課調整結果集計表(様式第1号)を提出
- ・計画変更が生じた場合は変更届(様式第5号)を提出
- ・説明会後も、計画や工事等に対する協議に、誠意をもって対応(紛争の調整に係る制度あり)

※1建築確認申請を要しない場合、工事着工は標識設置から60日以降